

手話に関する施策の推進に関する法律

手話施策推進法が今年6月に公布・施行されました

基本理念

- ① 手話を必要とする人・使用する人の意思を尊重し、合理的な配慮が行われるよう、環境を整備
- ② 手話が長年受け継がれ、豊かな文化が創造されたことに鑑み、手話文化を保存・継承・発展
- ③ 共生社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深める

国・地方公共団体は基本理念に即して施策を講ずる



基本的施策

手話を習得するための支援



- こどもや保護者への情報提供
- 乳幼児期や学校での学習機会提供等

学校・大学の環境の整備



- 手話の技能を有する教員や手話通訳者等の配置・手話教材の提供等

職場における環境の整備



- 事業主への情報提供等

地域における環境の整備



- 地域生活を円滑に営める環境の整備
(手話通訳の派遣など)

人材の確保



- 災害時の情報提供
- 手話通訳士等の確保・養成等

手話文化の保存・継承・発展

文化芸術・スポーツ・レク等を通じた取組

その他

調査研究の推進 国際交流の推進
手話を使用する人の意見を国の施策に反映

国民の理解と 関心の増進

- 広報・啓発の充実
- 学校教育で利用できるノウハウの情報提供
- 9月23日を手話の日とする ⇒ 国・地方公共団体はふさわしい行事を開催

⇒ 障害者基本計画や都道府県・市町村の障害者計画に反映

手話は言語であり、手話を使う人にとって、
生活を営む上で重要な意思疎通の手段です